

○雇用保険法

平成一九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六
三）附則一五条（平成二九・四・一施行）

（育児休業給付金）

第六一条の四① 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被
保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款にお
いて同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳
に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十
七条の二第二項の規定により被保険者が当該被保険者との間に
おける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所
に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属し
ている場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するも
の、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条
第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里
親である被保険者に委託されている児童のうち、当該被保険者
が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその
他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労
働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下こ
の項及び第六項において同じ。）（その子が一歳に達した日後の
期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認
められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合
にあつては、一歳六か月に満たない子）を養育するための休業
をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休
業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定
める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることが
できなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払
を受けることができなかった日数を二年に加算した期間（その
期間が四年を超えるときは、四年間）に、みなし被保険者期間
が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間につい
て支給する。

②①の（略）